



## 第3章 計画の基本的な考え方




### 1 基本理念

---


---

本市では、これまでも障がいのある人が地域で生きがいを持って、安心して暮らせるよう支援を進めてきました。近年では、それぞれの障がいの特性を踏まえた専門的な支援の充実や、関係機関同士の連携強化等が行われています。一方で、障がいのある人やその家族等のニーズはさらに多様化しており、支援の量・質ともに一層の充実が求められます。また、地域で暮らす障がいのある人にとって市民の理解は欠かせないものであり、地域共生社会の実現に向けた支援が障がい福祉分野でも必要となります。

本計画では、こうした状況や考えを踏まえ、前計画における理念を継承し、「障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり」を基本理念とします。



障がいのある人が安心して  
自立・共生できるまちづくり



## 2 基本的視点

---

---

基本理念を実現するため、この計画における各分野に共通する横断的な考え方として、次の基本的視点を定めます。

### 基本的視点(1) 障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がいのある人が適切な意思決定に必要な支援を受けながら、自らの選択と決定に基づき、自立した生活を送ることができるよう、自己決定を尊重する計画とします。

### 基本的視点(2) 当事者本位の総合的な支援

各ライフステージを通じて適切な支援が受けられるよう、各分野の連携のもと、切れ目のない支援を行うとともに、自立と社会参加を支援する計画とします。

### 基本的視点(3) 障がい特性等に配慮した支援

障がいの特性や状態、生活実態等だけでなく、性別や年齢による複合的な課題にも配慮し、個別の支援の必要性も踏まえた計画とします。

### 基本的視点(4) アクセシビリティの向上

社会モデルの考えに即し、建物の環境整備などハード面だけでなく、障がいに対する理解や差別的な扱いの解消などソフト面も含めたバリアフリー化を推進する計画とします。

### 基本的視点(5) 総合的かつ計画的な取り組みの推進

効果的かつ効率的に施策を推進するため、関係機関や各種団体などとの連携や役割分担、他の施策との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図る計画とします。

## 3 重点目標

### (1) 相談支援体制の充実

障がいのある人が適切な支援を受けられるよう、市内の様々な機関が連携し、総合的な相談支援体制を構築します。

#### 主な取り組み

- 計画相談支援及び障がい児相談支援の周知
- 基幹相談支援センター及び障がい者生活支援センターによる指定特定相談支援事業所等への支援
- 相談支援専門員の増員
- 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センター、障がい者就業・生活支援センターの周知

### (2) 障がい児支援の充実

障がいのある子どもが個性を活かして、のびのびと成長できるよう支援します。また、ライフステージによる切れ目のない支援を行うため、保健・福祉・教育等の関係機関で連携を図ります。

#### 主な取り組み

- 重症心身障がい児が利用可能な事業所の確保
- 医療的ケア児への支援
- 児童発達支援センターを拠点とした支援体制づくり
- サポートブックの活用の推進
- 特別支援教育支援員の配置の推進

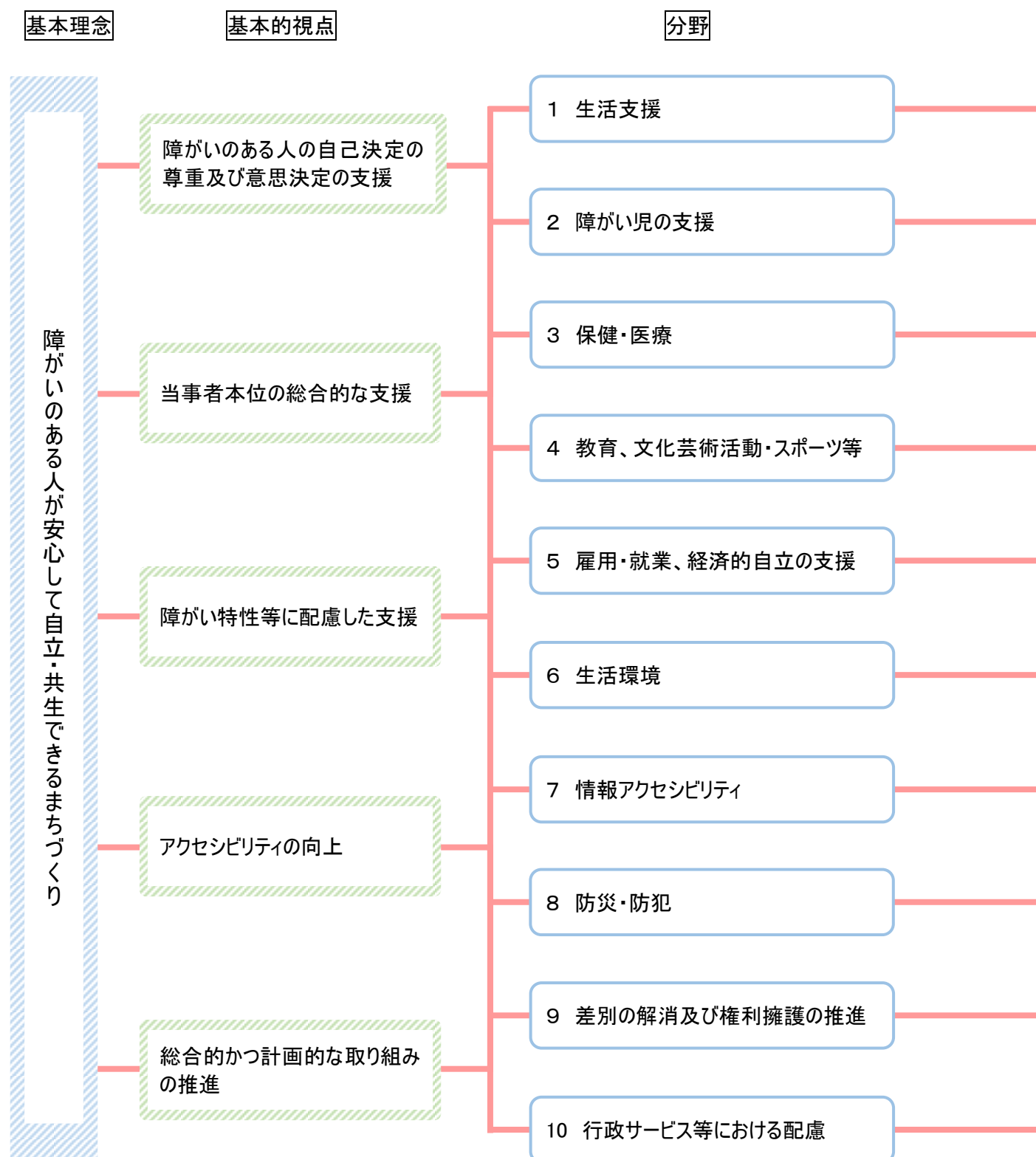
### (3) 障がいに対する理解の促進

障がいのある人が地域で安心していきいきと暮らすことができるよう、障がいに対する理解を促進する啓発等を行います。

#### 主な取り組み

- 障がい者の権利と差別解消に関する啓発
- 障がい者の虐待防止に関する啓発
- 障がい福祉教育や交流学習等の推進

## 4 施策の体系



## 基本的方向

- ① 障がい福祉サービスの充実
- ② 地域生活支援事業の充実
- ③ 自立した生活を支えるサービスの推進

- ① 障がい児支援の充実
- ② 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減
- ③ 教育環境の充実
- ④ 障がい福祉教育の充実
- ⑤ 権利擁護の推進

- ① 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減
- ② 精神保健福祉施策の推進
- ③ 難病施策の推進

- ① 教育環境の充実
- ② 障がい福祉教育の充実
- ③ スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ④ 文化芸術活動の推進

- ① 障がい者雇用の促進
- ② 福祉的就労の充実

- ① 福祉のまちづくりの推進
- ② 住環境の整備

- ① 情報提供の充実
- ② 意思疎通支援の充実

- ① 防火・防災対策の充実
- ② 防犯対策の充実
- ③ 見守り活動の充実

- ① 障がいを理由とする差別の解消の推進
- ② 権利擁護の推進
- ③ 障がい福祉教育の充実
- ④ 地域福祉の推進

- ① 市役所等における配慮及び障がい者理解の促進
- ② 選挙における配慮